

検討項目	論点	委員意見
4. 国庫負担の 引上げと安定 的な財源の確 保 ①国庫負担水 準の引上げ	○社会保険方式における国庫負担の 意義をどう考えるか。	<p>【低所得者も含めて社会保険制度により保障を及ぼすためとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険方式の年金給付の財源の一部を税収に求める根拠は、我が国公的年金が、低所得者を含む国民皆年金の制度となっているからと考えられる。(神代) ・社会保険制度に対して国庫負担が行われるのは、本来は一定の保険料負担能力を前提にして成立する保険システムの中に、負担能力の乏しい低所得者をも包括したことに伴う政策コストとして考えられる。(山崎) ・年金制度の基本的な精神は、自分の老後の所得は自分の所得で確保することにあり、その意味では、加入して保険料を支払う社会保険が理念上相応しい。ただし、我が国では年金においても社会扶助の方式がとられているので、税財源が加わるのは理念上当然。<再掲> (若杉) <p>【年金の給付の構造を所得比例構造としたときに、補足的な給付を国庫負担で考えるべきとの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠出インセンティブのメリットがある賦課方式で所得比例の制度と併せて、累進所得税を税源とする一般財源によるミニマム年金を創設すべき。<再掲> (大澤) ・スウェーデン方式を参考に、所得比例とし、無・低年金者に対して税財源による保証年金をあててはどうか。<再掲> (杉山) ・2階建て構造の骨格についても当面は維持するが、中長期的には所得比例の1階建てへの移行も、拠出と給付の関係が明確で支持が得られやすい。その際は、税財源によるインカムテスト付きの最低保証年金を設けることを検討。<再掲> (堀)
	○基礎年金の国庫負担の水準についてどう考えるか。	<p>【2分の1への引上げが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の保険料（特に第1号被保険者の保険料）を負担可能な範囲に収め、また制度未加入者の加入・保険料未納者の納付へのインセンティブを強めるため、国庫負担水準の2分の1への引上げは望ましい。(堀) ・基礎年金については、全ての高齢者の基礎的な生活費の保障を行うものとして、賦課方式の財政方式をとり、次回改正で<u>消費税を活用して</u>国庫負担の水準を2分の1に引き上げ、その後に間接税方式へと転換すべき。(岡本・矢野) ・保険料負担の上昇をできるだけ抑制するため、基礎年金の国庫負担を早急に2分の1に引き上げるべき。(大山・山口・向山) ・税財源の持つメリットを活かし、保険料の上昇幅を抑えるためにも、国庫負担の割合を2分の1にすべき。(渡辺) ・国庫負担水準の2分の1への引上げの趣旨は、最終保険料率を抑えるためである。(神

代)

【国庫負担の引上げについては、低所得者や過去期間分の債務の償却に着目してもよいとする意見】

- ・国庫負担割合の引上げ分については、低所得者個人に着目した国庫負担の要素を組み込むべきではないか。また、基礎年金の過去期間分の債務の償却に重点を置いて配分するという考え方を取り入れてもよい。その場合、高齢者も相当な財源を負担することが妥当であり、仮に消費税を引き上げて対応するのであれば、それに伴う物価上昇分は年金スライドの対象から一部または全部控除する対応が必要。(山崎)

【国庫負担水準については国庫負担の意義や財源の議論をした上で検討すべきとする意見】

- ・保険料も税も国民負担という点では同じである。国庫負担は、最低保障年金として位置付けるべきという議論が多い中で、国庫負担引上げの財源を仮に消費税とすると、低所得者の負担が大きくなるという点でむしろ目指すべき方向と逆行してしまう。国庫負担の意義や財源の議論と切り離して、水準引上げの議論をすることは難しいのではないか。(翁)

○基礎年金国庫負担割合の引上げのための安定した財源をどのように確保するべきか。

【基本的には消費税や年金税制の見直しで財源を賄うこととする意見】

- ・国庫負担を2分の1に引き上げることが望ましく、その財源は、年金税制の適正化と消費税引上げによる増税分を充てるのが望ましい。(堀)
- ・年金税制の改革による税収を、基礎年金国庫負担2分の1への所要財源には及ばないものの、引上げの財源とすることが考えられる。(神代)
- ・基礎年金国庫負担2分の1への引上げは、間接税方式への移行過程の一つと位置付けるべき。まず、徹底した歳出の合理化による財源の捻出を基本とし、その上で、中長期的に持続可能な制度を構築していく観点から、受給者を含め国民が薄く広く負担する消費税を活用していくことが求められる。(岡本・矢野)
- ・基本的には、消費税を目的税として充てるのが望ましいが、現状では消費税の引上げは妥当でない。当面は歳出構造の見直しで対応すべき。(渡辺)

【間接税を所得保障の財源とすべきでないとする意見】

- ・比較的低所得で子育てをしている世帯や母子家庭など、消費性向の高い世帯にとっては、消費税負担は不釣合いに重い。逆進性を持つ間接税を所得保障の財源とするのは不適当。(大澤)

【税方式化への転換を前提に2分の1までは一般財源を財源に充てるべきとする意見】

	<ul style="list-style-type: none"> ・眞の「皆年金」確立への転換を前提とすれば、基礎年金の財源方式は税方式とし、2分の1までは一般財源、3分の1は目的間接税とする。残り6分の1は、事業主の責務を引き続き果たすべきとの観点から、事業主から社会保障税として徴収する。(大山・山口・小島) <p>【税目を明示することが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、国の財政の相当程度が赤字国債で賄われていることを考えると、税目を明示しなければ、2分の1への引上げに必要な費用のかなりの部分を赤字国債で賄うことになってしまうのではないか。(堀)
②年金収入に対する課税	<p>○年金受給者に対しては、公的年金等控除により、現役世代と比較して優遇した措置が税制上講じられているが、世代間・世代内の公平を確保する観点からの見直しをどう考えるか。</p> <p>【公的年金等控除を縮小するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、現役世代の課税最低限を上回らない水準にまで課税最低限を引き下げるべき。公的年金等控除は縮小・廃止すべき。(岡本・矢野) ・公的年金等控除については、給与所得控除の水準にまで下げるべき。(山崎・大澤) ・拠出段階で非課税であること、給与所得等と比べ優遇しすぎていること等から、公的年金等控除は縮減する必要がある(堀)。 ・経済的弱者ではない高齢者には負担を求めるという所得再分配政策を考えていくべき。(翁) ・税制は、高齢者も現役と同様とすべき。(若杉) <p>【上記見直しの際、生活実態等への配慮が必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等控除の見直しは検討しなければいけない。しかし、高齢者世代は若い世代よりも所得格差が大きいことや、年金だけに頼っている高齢者世帯が6割もあることへの配慮が必要。その他の収入と併せて控除を考えしていくべき。(向山) ・年金税制は、基本的には給与所得と同じ基準によることが望ましい。ただし、改正する場合は、所得階層別に差をつけ、かつ経過措置をおいて実施することが望ましい。(神代) ・年金課税は、仕送りをしている若い世代との不公平のない制度にすべき。ただし、資産の有無など高齢者内の格差にも配慮したきめ細やかな仕組みが必要。(杉山) <p>【遺族年金・障害年金の非課税措置も見直しが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金・障害年金の非課税措置については、障害者の就業所得に対する課税等との均衡を図る観点から見直す必要がある。(堀) ・遺族年金・障害年金の非課税措置については、有子遺族と障害者に限定すべき。(山)

崎)

○年金収入に対する課税を強化した場合の增收分の取扱いをどう考えるか。

【基礎年金の国庫負担水準の引上げに充てるべきとする意見】

- ・国庫負担を2分の1に引き上げることが望ましく、その財源は、年金税制の適正化と消費税引上げによる増税分を充てるのが望ましい。<再掲>（堀）
- ・年金税制の改革による税収を、基礎年金国庫負担2分の1への所要財源には及ばないものの、引上げの財源とすることが考えられる。<再掲>（神代）
- ・年金課税の見直しによる增收分は、将来世代の保険料負担増を緩和するための基礎年金の国庫負担割合の引上げや、育児等の次世代育成支援に充てるべき。（山崎）

【子育て支援に充てるべきとする意見】

- ・年金課税の見直しによる增收分は、将来世代の保険料負担増を緩和するための基礎年金の国庫負担割合の引上げや、育児等の次世代育成支援に充てるべき。<再掲>（山崎）
- ・非課税になっている年金に課税し、その增收分を子育て支援、次世代育成支援に充てるべき。ただし、安い現金給付や専業主婦にだけインセンティブがつくような時代に逆行したものでなく、「将来、年金の支え手になる人材の育成」という視点から取り組むべき。（杉山）

検討項目	論点	委員意見
5．支え手を増やす方策 ①取組の意義	<p>○就労形態を含めた個人のライフスタイルの多様化に対応して年金保障の充実を図るとともに、少子高齢社会においても給付と負担のバランスを図り安定的な制度運営を行っていくことが重要ではないか。</p>	<p>【安定的な制度運営を行う観点から支え手を増やす取組を評価する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 働く女性は増えているけれども厚生年金の被保険者は増えていない。女性の雇用者が年金の支え手となることが必要。第3号被保険者は支え手として期待できる。(井手) 女性、特に第3号被保険者を中心に支え手を増やす考え方、また、高齢者の雇用拡大によって支え手を増やす考え方賛成。(渡辺) 雇用形態に対する事業主負担の中立性を確保することが必要。(山崎) <p>【年金保障の対象を拡大する観点から評価する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働形態、家計の形態が多様化する中で、これまでの制度ではカバーされなかった人々も年金制度の恩恵を受けるようにするべきである。(若杉) ワークスタイルの多様化が進んでおり、仕事の内容でなく「立場」により保険料の負担や給付が変わることは納得性に欠け、また届け出漏れなどで一層の空洞化が生じるおそれもある。<再掲>(井手) <p>※ 公的年金制度は、自らが自らを支えるのであり、加入者を増やすこと自体は長期的には財政的には中立であるので、原資の提供者を拡大するというように受け止められる「支え手を増やす」という言い方は適切ではない。(若杉)</p> <p>【関連して外国人労働についての検討が必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化が急速に進む中、外国人労働のあり方について、本格的な国民的論議の課題として取り上げる必要がある。(矢野)
②短時間労働者等に対する厚生年金の適用	<p>○短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を図るべきではないか。その場合、保険料負担の増加、年金財政への影響、健康保険との取扱いの均衡等について、どのように考えるか。</p> <p>○派遣労働者に対する厚生年金の適用拡大について、どう考えるか。</p>	<p>【短時間労働者に対する厚生年金の適用を進めるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフステージに応じて多様な働き方をする女性にとって(今後は男性も)、短時間労働者である期間に関しても厚生年金を適用することが、将来の保障のために必要。(井手) 所得のある者は保険料を拠出するのが原則であり、非正規就労者への厚生年金の適用を拡大する。しかし、定額の給付があるため、低賃金の者への適用拡大には限界。(堀) 短時間労働者についても、同じ雇用労働者としての均等待遇の観点から、社会保険に加入する権利を認めるべき。(大山・山口・小島) 短時間労働者の適用については、年金・健康保険一体の原則で進めるべきであり、短時間労働者に対する適用拡大による財政効果については、厚生年金のみならず、医療

		<p>保険や税も含めて考えるべき。(山崎)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働者の均等待遇が生産と雇用を増やし、年金財政を支える。(大澤、杉山) ・事業主負担については、雇用形態、労働時間、賃金等に対して中立的な、賃金の支払総額を課税標準（外形標準）とする賃金支払い税方式を採用すべき。(山崎、杉山) <p>【短時間労働者に対する適用拡大を論じるには定量的な議論が必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え手の拡大について、定性的な議論だけでなく、年金財政に与える影響について定量的な議論が必要。そもそも、支え手の問題を論じる前に、基礎年金と2階部分の役割など制度の抜本的な改革の方向を決めることが必要。(矢野) <p>【適用拡大については対象となる被用者や事業主の合意が得がたいとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パート労働者等を多数雇用する企業では、医療保険を含めて負担が増えるパート労働者本人の同意が得られないことや事業主負担が増えることを理由として、反対する意見が強いことに留意する必要がある。(矢野) <p>【負担への反対はあるだろうが事業主は短時間労働者も含めた従業員の生活保障に貢献するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、短時間労働者を雇用する事業主は、常用労働者を雇用する場合に必要な負担をしていないことが問題。新たな負担への反対が多いのは当然であり、あえて問題視すべきでない。事業主は、短時間労働者も含めた従業員の生活保障に貢献するべき。(堀) <p>【短時間労働者に対する厚生年金適用との関連で、第3号被保険者制度の見直しが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者に厚生年金の適用拡大を実施する場合には、公平性の観点から第3号被保険者制度の見直しが必要。(井手) <p>【個人事業所の労働者保護の観点から考える意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の年齢とともに主たる収入がなくなった場合に生活を支えるという年金の役割を踏まえ、現在は任意加入になっている5人未満の個人事業所にも厚生年金を適用すべき。(大山・山口・向山)
③高齢者の就労促進	○現在の在職老齢年金の仕組みについて、高齢者雇用との関わりをどう	<p>【在職老齢年金制度が一定の就労促進効果を有するとの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職老齢年金制度の就労阻害効果が主張されるが、賃金が増えれば「賃金＋年金」も

	<p>う評価するか。</p> <p>○高齢者の本格的な就労を促進していくため、就労に対して年金制度の影響が及ばないような新たな仕組みを検討することについてどう考えるか。</p>	<p>増えるなどから疑問。支給開始年齢が完全に65歳まで引き上げられるまでは、基本的に現行制度の枠組みを維持すべき。屈折点となる所得額、限界税率は見直しの余地がある。(堀)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年の在職老齢年金制度の見直しは、雇用情勢が悪化する中で高齢者の雇用を維持する一定の効果があったとも考えられる。(山崎) <p>【在職老齢年金制度以外の方策についての意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の本格的な就労を促進するため、例えば年金の繰下げ受給を選択できる仕組みを取り入れることも考えられる。(神代) 繰り下げ支給案は、限界税率が変わらなければ就業阻害効果は現行と変わらない点、②事業主が在職老齢年金をあるものとして賃金額を決定するおそれがあり、賃金抑制効果も現行と変わらない点で、問題がある。(堀) 支給開始年齢が65歳に引き上げられた後は、支給開始年齢という考えを廃止し、年金額の調整を行った上で60～69歳のいつからでも受給できる考えに変えるべき。(堀) 高齢者を雇用することの年金財政上の貢献に応じた事業主負担制(メリット制)の導入を提案。(山崎) 在職者にも年金を全額支給した上で、年金と給与を合算して思い切った課税強化を図ることも考えられる。(山崎)
④次世代育成支援	<p>○少子高齢化が将来の我が国社会経済に大きな影響を及ぼすことが予想される中で、公的年金制度においても次世代育成支援に向けた対応をとることをどう考えるか。</p> <p>○育児期間中の者に対する保険料の免除等の配慮措置を拡大することについてどう考えるか。</p> <p>○年金の給付と負担における措置にとどまることなく、例えば、公的年金の積立金を財源とした新たな教育資金の貸付制度の創設や年金制度における保育費用の助成等、</p>	<p>【年金制度での次世代育成支援を肯定する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金制度でも、少子化対策としてできるものを実施すべき。(堀) 年金制度での対応は、出産・育児のため年金に少し不利になっているとすれば、それを解決するのが基本。(堀) 親の所得、職業、就業形態に関わりなく、子どもに着目した普遍的な支援を基本に置く支援をすべき。(山崎、杉山) <p>・育児・介護期間中の者に対する配慮措置が必要。第1号被保険者も育児・介護期間中は保険料の負担をなくすべき。(今井、杉山)</p> <p>・育児や介護のために仕事を辞めるあるいは休む選択をした者に対して社会全体で配慮することは、特にこのような少子高齢化の社会においては問題がない。ただし、まずは第3号被保険者の問題を解決し、個人の生き方に公平なものとすることが前提。(杉山)</p> <p>・次世代支援については、年金を使った奨学金制度が有効。年金のありがたみが増し、</p>

育児や子育てを支援する措置を講じることについてどう考えるか。

- 若者も年金を身近に感じることにつながる。(杉山)
・「若者皆奨学金」案については、基本的に賛成。(堀)
・奨学金については基本的に賛成。きちんと金利を取るのであれば、積立金の一つの運用先となる。(山崎)

【育児期間中の者への配慮措置に反対はしないが、効果は疑問とする意見】

- ・育児・介護期間中の配慮は不当ではないが、少子化対策としての有効性は疑問。(大澤)

【少子化対策は必要だが年金制度の外で行うべきとする意見】

- ・少子化対応を進める必要はあるが、公的年金制度の財源を制度本来の趣旨と異なる目的に流用すべきではない。(岡本・矢野)
・現在の支え手(女性被保険者)を失うことなく、将来の支え手(子ども)を減少させないためには、年金制度の枠組みの中での経済的直接的支援よりも、就業環境、社会環境を整備して、子育てにより現在の仕事と収入を失わずにすむようにする方が効果的。(井手)
・次世代育成は、年金制度の中での経済的支援よりも保育サービスの充実等の社会基盤の整備で考えるべき。(矢野・大澤・大山・翁・山口・向山)
・奨学金については、無償貸与であれば、年金原資を年金給付という目的外に利用することになり不適当。一方、有償貸与であれば、官民の役割分担という観点からやはり不適当。(翁)

【社会保険システムを活用した育児支援の枠組みを検討すべきとの意見】

- ・育児の社会化という観点からすれば、社会保険システムの活用が最も有効。育児保険制度のイメージとしては、保育等のサービスを中心とした支援を進める観点から、介護保険のような地域保険型、出産・育児費用の軽減等の現金給付を中心とした支援を進める観点から年金保険のような国民保険型、さらに、サービス、現金給付を総合的に提供する一元的制度が考えられる。(山崎)